



# 冷媒管理を“サービス化”する新ビジネス提案

～RaMSを活用した代行モデルのご紹介～



## ✓ よくある状況

- ・法律は知っているが、対応担当者がいない
- ・点検・廃棄が適切に行われていない

## ⚠ 放置すると…

- ・罰則・指導のリスク
- ・冷媒が高騰・入手困難 → 修理不可・業務停止の恐れ

## ✓ 今すぐ対応できること

- ・所有機器の定期・簡易点検
- ・廃棄時の行程管理制度の履行
- ・管理体制の整備と記録保存

※ 法令遵守は、企業の信頼とコスト低減に直結します。



- 法令で求められる点検・記録・報告
- 実際には「誰が管理するのか」が曖昧
- 管理者：「整備業者に任せたい」が本音



# それ、御社が代行できます！

- RaMSを使えば、御社が機器の点検～記録～報告まで一括管理可能
- 記録はRaMSに入力するだけ → 報告書も自動出力
- 顧客の“管理の不安”を“代行サービス”で解決



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構  
JRECO

ようこそ 充填回収 (k a i s y u) (アスリ) さん [充填回収業者] メニュートップ ログアウト  
請求による事業所後払い 当月利用実績 220 ポイント 指定口座 利用実績

## メインメニュー

ログイン者の登録業種 : 充填回収業者 前回ログイン : 2025-07-22 12:56:29

**機器の点検・整備・修理時**

充填・回収記録の処理、点検・整備記録簿（ログブック）の作成等  
注）機器商業時、センター登録や回収證明書交付ではなく、行程管理票を作成します。

情報処理センターに登録  
充填・回収情報を登録、閲覧又は変更集計処理する  
(充填回収業者も事業所登録して戴く必要があります)

JRECOのログブックは利用しない  
(別途ログブックは必要です)

JRECOのログブックを利用する  
(最初に機器管理番号購入が必要です)

充填・回収登録申請書

点検・整備記録簿（ログブック）

充填證明書、回収證明書

登録一覧

ログブック一覧

ログブック新規作成・追加登録

證明書一覧

證明書作成・印刷

**機器の商業時**

事前確認結果説明書の閲覧、行程管理票の作成、交付・送付、閲覧、再発行、破棄、引取證明書のなしの交付先作成、閲覧

事前確認結果説明書

行程管理票（含む確認證明書）

引取證明書のなし

建築物等の全部又は一部の解体工事  
(第一種特定製品設置の有無の確認)

機器商業時の冷媒フロンの回収

行程管理票一覧

行程管理票作成

引取證明書のなし交付先作成

注）JRECOのログブックをご利用の場合は、行程管理票作成画面に機器管理番号を入力すると  
管理者情報等がログブックから自動転記され、ログブックは閉鎖されます。（閉鎖後も閲覧は可）  
JRECOのログブックをご利用されない場合は、新規に入力してください。

**都道府県知事への報告書、記録**

作成、閲覧

報告書作成・閲覧

**事業所、統括部署登録**

新規登録、登録閲覧、変更

ログイン者登録情報一覧

副ユーザー、準ユーザー登録

統括関係リンク作成（申請）

ログアウト

- 顧客との継続的な接点（囲い込み）
- 定期刊検や修理の提案チャンス拡大
- 「記録の報酬」として管理料の請求も可能



# Before / After (業務比較)

## Before:

- 整備後の紙交付の証明書
- 管理者が記録・計算・報告

$$\text{算定漏えい量(CO}_2\text{-t)} = \Sigma (\text{冷媒番号区分ごとの} ((\text{充填量(kg)} - \text{整備時回収量(kg)}) \times \text{GWP}))$$

漏えい量  
/1,000

$$= \left[ \begin{array}{l} \text{【充填証明書】} \\ \cdot \text{充填した冷媒種(R404A等)} \\ \cdot \text{充填量(kg)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{【回収証明書】} \\ \cdot \text{整備時回収した冷媒種} \\ \cdot \text{整備時回収量(kg)} \end{array} \right] \times \text{GWP}$$

/1,000



## After (RaMS+代行) :

算定漏えい量報告書、記録 作成、閲覧

無料 報告書作成・閲覧

- 整備・点検内容をRaMSに入力
- 漏えい量・報告書が自動生成

年度を選択後、報告書を作成してください

種類	<input checked="" type="radio"/> 算定漏えい量報告書 <input type="radio"/> EEGS用データ <input type="radio"/> CERTIFICATE
対象年	2025 年度
	<input checked="" type="radio"/> すべて <input type="radio"/> 都道府県別
出力方法	<input checked="" type="radio"/> CSV <input type="radio"/> PDF

作成

作成ボタンクリックで自動生成

# 契約の進め方（ステップ）

## 1. 顧客と「管理業務委託契約」を締結



## 2. 対象機器をRaMSに登録

## 3. 点検後、RaMSに記録入力

## 4. 記録が即座に「ログブック」として保存

2. 漏洩点検・整備・回収・充填記録

…充填冷媒が1表の使用方法と相違するとエラーとなります。  
一回収して作業後にその冷媒を再充填した量は「戻し充填量」に、新たな冷媒を充填した量は「追加充填量」に記入して下さい。  
「破壊・再生・保管量」は「回収量」から「戻し充填量」を引いた量で、自動計算されます。数値が0以外の際に表示される□をそのまま残せば、処理用の行程管理票が自動生成されます。（無効）  
呼出点検や點検後点検等をもって定期点検に代える場合は、「点検・整備区分」を「定期点検」としてください。  
定期点検で簡易点検も兼ねる際は、簡易点検記録も記入して下さい。記入しないと次回期報が表示されません。

作業年月日*	点検・整備区分*	充填冷媒	回収量 kg*	戻し充填量 kg*	追加充填量 kg*	破壊・再生・保管量 kg	点検内容*	点検結果*
2025 7 22 入力日の日付を記入	漏えい修理 漏えい修理	R22	20.00	20.00	10.00	0.00	システム漏えい試験（気密試験）	なし
漏洩・故障箇所	漏洩・故障原因	修理内容	直ちに修理困難な場合はその理由			修理予定日		
電磁弁	経年劣化（摩耗）	ろう付け補修				---		
備考								
作業請負者社名	所在地	作業担当者*	資格者証番号					
ジェイレコ充填回収 大阪府	〒103-0000 東京都中央区虹橋7-7							
登録番号	登録都道府県	E-mail	代表電話					
osaka012345	大阪府	kaisyu@test.com	03-0022-0011					

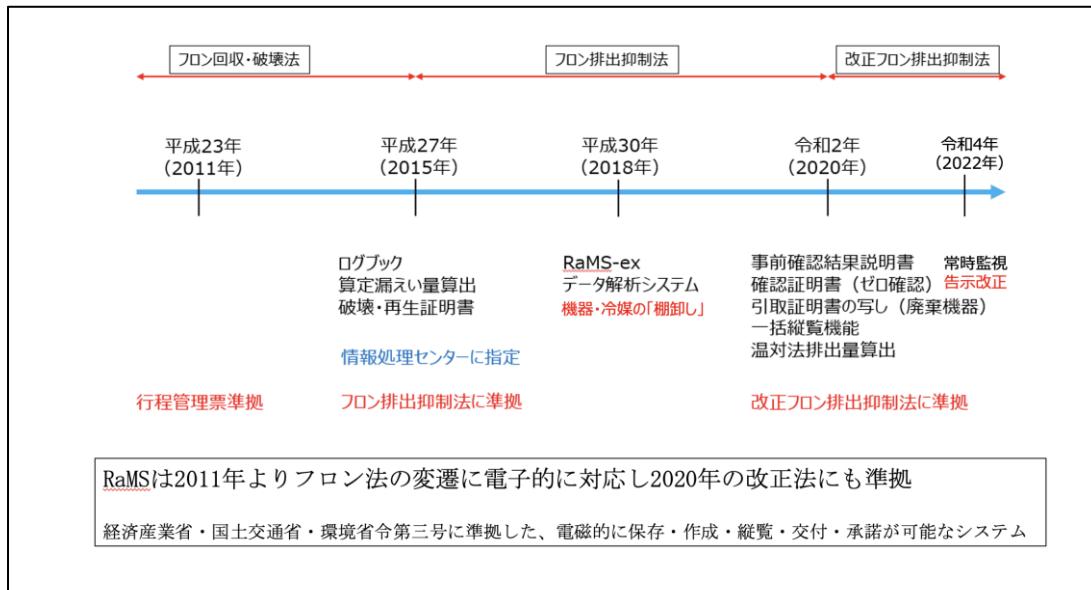
整備者1あり  整備者1なし …整備者は整備を請負った取次者を指す。登録するには取次者としての事業者コードが必要。

実施作業は2表の内容に相違ありません。

作業請負者責任者確認\*: \_\_\_\_\_ ⇒ 管理者承諾: \_\_\_\_\_

一覧へ戻る 確認画面へ 一時保存

## - 「情報処理センター」として国認定済



## フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

### (フロン排出抑制法)

#### 第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き

第3版（令和3年4月）

環境省 経済産業省

#### ② 情報処理センターの利用

第一種フロン類充填回収業者が、管理者の承諾を得て、必要な事項を情報処理センターに登録した場合、管理者は、情報処理センターを利用することにより、充填証明書及び回収証明書を、電子的に受け取ることができる。現在、情報処理センターとして、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が環境大臣・経済産業大臣により指定されている（一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の情報処理センターの利用方法の詳細については、第6章3. p.90を参照されたい。）。

55

## - フロン排出抑制法・管理者判断基準に完全準拠

## - 都道府県報告もワンクリック出力対応

(充填量・回収量報告)

## 第16条：管理者判断基準

- ① 機器を適切に設置し、適正な使用環境を維持し、確保すること。
- ② 機器を定期的に点検すること。
- ③ 機器からフロン類が漏れ出たときに適切に対処すること。
- ④ 機器の点検整備に関して、記録し、保存すること。

その遵守状況については都道府県知事が管理者を監督（指導・助言・勧告等）する。

The screenshot shows the JRECO reporting system interface. The top navigation bar includes the JRECO logo, user information (ようこそ充填回収 (k a i s y u) さん [充填回収業者] メニュートップ ログアウト), and a point summary (月利用実績 220 ポイント). The main page displays a reporting form for "報告書" (Report). The form includes fields for "年度を選択後、報告書を作成してください" (Select the year after choosing the reporting period), "種類" (Type) with options for "フロン充填回収量報告書" (Filling and Recovery Quantity Report) and "フロン類充填回収業者記録表" (Record Form for Filling and Recovery of Refrigerant Substances), "対象年" (Target Year) set to 2024, "すべて" (All) and "都道府県別" (By Prefecture) checkboxes, and "出力方法" (Output Method) with "CSV PDF" options. At the bottom, there are buttons for "報告内容補正" (Report Content Correction), "補正内容" (Content to be corrected), and "補正の解説" (Explanation of correction). A note at the bottom states: "注) 報告書作成時点での承認の回収や充填のデータは、承認が完了していないために算計されません。'承認待ち'のログブックやセンター登録申請は、管理者に承認して貰くようご依頼ください。"



## 「法」が要求する15種類の書面の保存・作成・縦覧・交付・承諾

- ・ログブック（点検整備記録簿）
- ・行程管理票
- ・破壊・再生証明書
- など

## RaMSで書面の紙保存不要

RaMSは経済産業省・国土交通省・環境省令第3号に準拠した、  
電磁的に保存・作成・縦覧・交付・承諾が可能なシステム

## RaMSで冷媒・機器情報を一元管理（棚卸し）

### 15種類のデータ（解析・算出など）ダウンロード

- ・RaMS-ex (xlsx)
- ・算定漏洩量計算 (pdf, csv)
- ・温対法計算 (xlsx)
- ・国の支援ツールEEGS対応 (csv)
- など

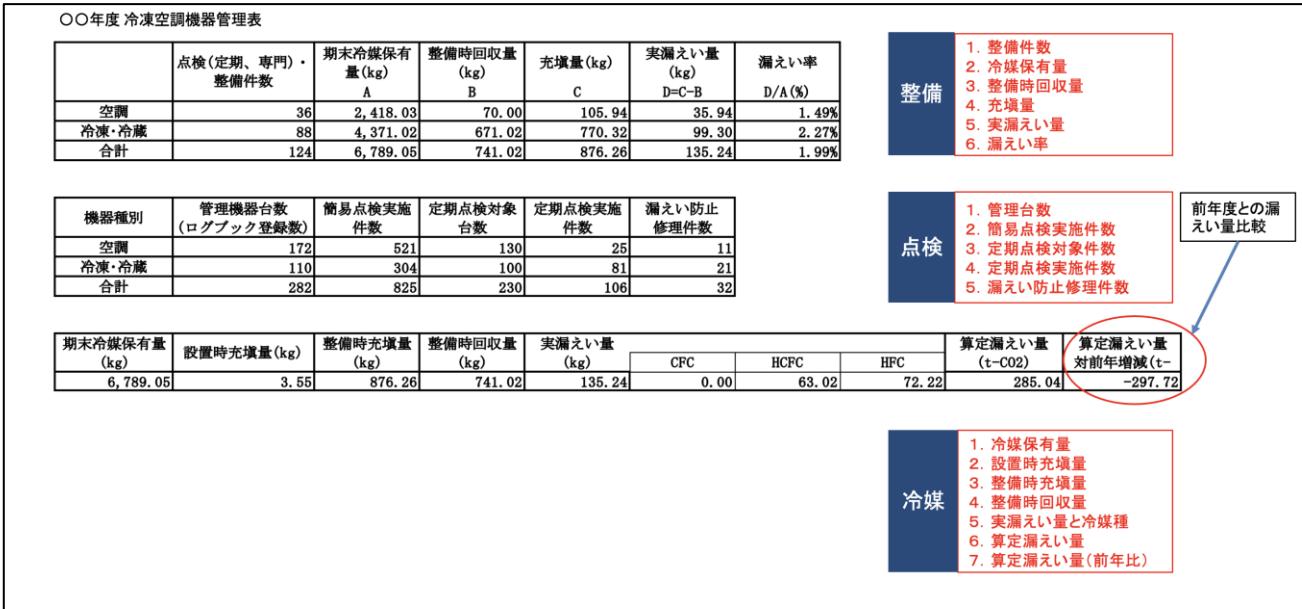
### クラウドベースで進化する冷媒管理



顧客の信頼を得る鍵は「法令対応 × 見える記録」

# 管理業務は“ビジネス”になる

- 顧客からの「管理料」設定例（機器台数に応じて）
- 点検履歴と連動して、更新提案や修理提案の根拠資料にも



- 信頼 + 収益が生まれる新サービスモデル



## ■ 業務削減

- ・充填・回収証明書の交付が不要になった
- ・行程管理票の交付・回付・保存が不要になった
- ・管理者側の書類保存義務も不要で業務を簡素化
- ・タブレットで現場入力完了、事務所作業が不要

## ■ 法令対応

- ・法令対応での抜けがなくなった
- ・都道府県報告の計算不要で大幅に効率化

## ■ 顧客満足

- ・ログブックで次回点検予定がすぐにわかる
- ・顧客の年間点検計画書を簡単に提出できる
- ・過去データ証跡共有で信頼性向上



導入の第一歩：

RaMS

検索

## - 契約書テンプレート（Word）

<p><b>管理業務委託契約書</b></p> <p>本契約書は、フロン排出抑制法（平成 13 年法律第 64 号）に基づき、業務用冷凍空調機器の管理に関する業務の一部を、委託者が受託者に委託することについて定めるものである。</p> <p><b>第 1 条（目的）</b> 本契約は、業務用冷凍空調機器に関する記録、点検、報告等の義務の一部を、冷媒管理システム（RaMS）を利用して受託者が委託者に代わって実施することにより、機器の適正な維持管理および法令遵守を支援することを目的とする。</p> <p><b>第 2 条（定義）</b> 本契約における用語の定義は、フロン排出抑制法および関連法令の定めに従うものとする。</p> <p><b>第 3 条（委託業務の範囲）</b> 委託者は、受託者に対して以下の業務を委託する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 管理対象機器の登録および情報の更新</li><li>2. 点検および整備履歴の記録（RaMS への入力を含む）</li><li>3. 充填・回収記録の管理および証明書対応</li><li>4. 算定漏えい量の集計および報告補助</li><li>5. 国への報告書（PDF・EEGS 形式）の作成支援</li><li>6. 行程管理制度対応（機器廃棄時の行程管理票交付・管理等）</li><li>7. その他、委託者と協議の上で定めた関連業務</li></ol> <p><b>第 4 条（責任の所在）</b> 本契約に基づく業務委託は、受託者が業務を代行するものであり、フロン排出抑制法に定める最終的な管理責任は委託者が負うものとする。</p> <p><b>第 5 条（機密保持）</b> 受託者は、業務上知り得た委託者の情報について、正当な理由なく第三者に開示または漏洩してはならない。</p> <p><b>第 6 条（契約期間）</b> 本契約の有効期間は、契約締結日から 1 年間とし、期間満了の 30 日前までにいずれかが書面により解約の意思を通知しない限り、さらに 1 年間自動的に更新されるものとする。</p>	<p><b>第 7 条（報酬・費用）</b> 本業務の対価として、委託者は別途定める報酬を受託者に支払うものとする。具体的な金額および支払条件については、別紙契約料金表に定める。</p> <p><b>第 8 条（協議事項）</b> 本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合は、両当事者協議の上、円満に解決を図るものとする。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p><b>【委託者】</b> 名称： 住所： 代表者名：印</p> <p><b>【受託者】</b> 名称： 住所： 代表者名：印</p>
--	---

## - 初期費用ゼロ、RaMSはすぐに導入可能

[管理業務委託契約書テンプレート（WORD形式）ダウンロード](#)

# ご相談・導入サポート



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館406-2

[info@jreco.or.jp](mailto:info@jreco.or.jp)

03-5733-5311 (RaMS担当まで)

- 導入支援・制度説明
- お気軽にご連絡ください！